平成２６年（フ）第４３４９号
大阪市北区天満２丁目12番19―301号
債務者　三澤　　閑
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０号
埼玉県狭山市柏原3605番地の105
債務者　高木　三郎
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別256番地の31
債務者　細川　元典
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第８３０号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番23―503号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９０６号
埼玉県白岡市白岡1095番地　第１細井ハイツ101、旧住所埼玉県白岡市西１丁目13番９ＳＫハイツＡ―205
債務者　菅原　明光
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９４０号
埼玉県朝霞市膝折町３丁目４番51号　エステートピアみしまやⅢ105
債務者　七戸　　宏
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６７号
埼玉県加須市旗井125番地２
債務者　宮崎　正彦
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９０号
さいたま市南区大字大谷口2488番地　ドレミハイツ106
債務者　原田　好美（旧姓宮沢）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９５号
さいたま市岩槻区東岩槻５丁目３番地20
債務者　古川　　泉
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
埼玉県越谷市北越谷３丁目13番12号　中島ビル201
債務者　越前谷裕美子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２０号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目30番６号
債務者　阿部　聡士
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０６号
千葉県銚子市春日町2272番地の７
債務者　片山　　達
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７号
千葉県大網白里市南今泉311番地　ハイツカネオカ203号
債務者　鈴木　義一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４０号
千葉県香取郡多古町十余三362番地11、住民票上の住所千葉県旭市ハの548番地26
債務者　椎名　雅喜
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２５４号
相模原市南区相模台２丁目11番17号　ＣＬＬエクセレンス相模台Ⅲ102
債務者　杉本　一雄
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２８９号
静岡県沼津市東椎路363番地の１　シャルマンコーポ東椎路105
債務者　小澤　寿子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
沖縄県糸満市字国吉127番地
債務者　神谷　光稔
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部